

波佐見町安全・安心まちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、町民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）を、町、町民及び事業者が一体となつて総合的に推進し、もつて個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全で安心なまちづくりは、町、町民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらが継承されることを目的として行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、安全で安心なまちづくりを推進するため、町民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、町民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策を実施しなければならない。

2 町は、前項に規定する施策の実施に当たつては、特に援護を必要とする高齢者、障害者、児童等に配慮しなければならない。

3 町は、第1項に規定する施策の実施に当たつては、町民及び事業者（以下「町民等」という。）の意見を十分に反映させ、常に国、県その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、常に安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を積極的に習得するとともに、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

3 町民は、犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、町民の安全に十分配慮して、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うにあつては、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、犯罪の発生時においては、被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域安全まちづくり活動)

第6条 町民等は、自主的に又は自発的に地域の安全を確保するための活動(以下「地域安全まちづくり活動」という。)に積極的に取り組み、助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めなければならない。

(町民等に対する支援)

第7条 町は、町民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するために、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり推進協議会の設置)

第8条 安全で安心なまちづくりを推進するため、波佐見町安全・安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、町長の諮問に応じ、犯罪の防止、地域安全まちづくり活動や学校等における児童等の安全の確保など安全で安心なまちづくりに関し調査審議する。

(協議会の組織及び委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 町民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第10条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第12条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。